|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第１部　「公共」のとびら第３章　公共的な空間における基本的原理ー私たちの民主的な社会**３ 立憲主義とは**（教科書 p. 42～43） |  |

■学習課題

憲法は何のためにあるのか？

１**法の支配と立憲主義〔p.42〕**

（1）〔　　　　　　　　〕の確立

・法の支配…支配者でも法に従わなければならない（⇔人の支配）

・政治権力によっても侵すことのできない法や権利がある

→〔　　　　　　　　　　　〕（大憲章）…身分制を前提としつつ，法の支配を宣言

→〔　　　　　　　　〕… 法の支配の原理を定めた（議会による王権の制限）

・「〔　　　　　　　　〕」と「法の支配」の違い

…法治主義は法の内容を問わないが，法の支配は権力を制限する意味あいが強い

（2）〔　　　　　　　　〕

・君主の権利を身分制議会などが制限する原理（中世ヨーロッパで誕生）

・〔　　　　　　　　　〕（1789年）などをへて，国民を代表する議会や政府でも〔　　　　　　〕にしばられるという原理として確立

・権力をしばる点で，立憲主義は「法の支配」を発展させたもの

２**近代立憲主義の原理〔p.** **42〜43〕**

（1）〔　　　　　　　　〕の根幹としての立憲主義

・〔　　　　　　　　　　　　〕第16条「権利の保障が確保されず，権力の分立が規定されないすべての社会は，憲法をもつものでない」

・国家の目的は，〔　　　　　　〕のよりよい実現であって，人権をみだりに侵害してはならない

（2）権力の暴走を防ぐしくみ

・憲法を法律より変えにくい〔　　　　　　　　〕として定め，権力行使の範囲を制約

・〔　　　　　　〕・〔　　　　　　〕・〔　　　　　　〕の各権力が相互に抑制・均衡しあう〔　　　　　　　　〕

…〔　　　　　　　　　　　〕（フランスの哲学者，主著『法の精神』）が提唱

→日本国憲法をはじめ，各国の近代憲法で広く採用

３**憲法と民主主義〔p.43〕**

（1）立憲主義と民主主義の関係

・民主的に選ばれた議会が，民主的な審議をへて成立させた法律であっても，憲法違反であれば無効となる

→裁判所による法律の〔　　　　　　　　〕として制度化

・憲法は，政治が民意のみによって左右されないよう，民主主義に制約を課している（〔　　　　　　　　　　　　〕）

（2）近代憲法における〔　　　　　　　　　　　〕

・主権者である国民は〔　　　　　　　　　　〕をもつが，憲法の根幹部分の改正はできない

・立憲主義の中心的理念（〔　　　　　　　　　〕の保障，権力分立）は放棄できない

→日本国憲法では，国民主権，基本的人権，平和主義の基本原理は変更できないとされる

memo